

平成27年度 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定に基づく随意契約に関する公表

平成28年 3月 7日現在

1. 契約締結前の公表

2. 契約締結後の公表

No	所管課	契約内容 (物品又は役務の名称)	契約 予定時期	契約の相手方の 決定方法と選定基準	契約金額 (税込/円)	契約相手方 の名称	契約 締結日	履行期間又 は納入期限	契約の相手方 とした理由
1	山内 支所 総務課	三間坂駅公衆トイレ清掃 業務	平成27年4月	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号の規定 によるシルバー人材セン ターであること。高齢者の 再雇用を促進する。予定価 格の範囲内であること。	700円/回	公共社団法 人武雄市シ ルバー人材 センター	平成27年 4月1日	平成27年4 月1日～平 成28年3月 31日	該当団体が1団体で あったため。
2	環境課	公衆便所清掃業務(15箇 所)	平成27年4月	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号の規定 によるシルバー人材セン ターであること。高齢者の 再雇用を促進する。予定価 格の範囲内であること。	2,837,450 円(847円 /1箇所1時 間業務単 価)	公共社団法 人武雄市シ ルバー人材 センター	平成27年 4月1日	平成27年4 月1日～平 成28年3月 31日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第 3号の規定によるシ ルバー人材センター であり、該当団体が 1団体であったため。
3	環境課	資源ごみ分別作業業務 (武雄市リサイクルセン ター)	平成27年4月	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号の規定 によるシルバー人材セン ターであること。高齢者の 再雇用を促進する。予定価 格の範囲内であること。	847円/時 間(税別)	公共社団法 人武雄市シ ルバー人材 センター	平成27年 4月1日	平成27年4 月1日～平 成28年3月 31日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第 3号の規定によるシ ルバー人材センター であり、該当団体が 1団体であったため。

4	健康課	高齢者経度生活援助事業 (独居高齢者等の住居周 りの除草作業等)	平成 27 年 4 月	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定 によるシルバー人材セン ターであること。高齢者の 再雇用を促進する。予定価 格の範囲内であること。	748～1375 円/時間(税 別) 事業内 容による	公共社団法 人武雄市シ ルバー人材 センター	平成 27 年 4 月 1 日	平成 27 年 4 月 1 日～平 成 28 年 3 月 31 日	該当団体が 1 団体で あったため。
5	北方支所 まちづ くり課	きたがた四季の丘公園除 草及び清掃作業等業務	平成 27 年 4 月	自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による シルバー人材センターで あること。高齢者の再雇用 を促進する。	748 円/時 間	公益社団法 人武雄市シ ルバー人材 センター	平成 27 年 4 月 1 日	平成 27 年 4 月 1 日～平 成 28 年 3 月 31 日	該当団体が 1 団体で あったため。
6	環境課	市有地の除草作業 (武雄市リサイクルセン ター)	平成 27 年 5 月	自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による シルバー人材センターで あること。高齢者の再雇用 を促進する。予定価格の範 囲内であること。	34,791 円	公益社団法 人武雄市シ ルバー人材 センター	平成 27 年 5 月 11 日	平成 27 年 5 月 20 日～ 平成 27 年 5 月 30 日	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定によるシ ルバー人材センター であり、当該団体が 1 団体であったため。
7	環境課	市有地の除草作業 (旧甘久焼却場跡地)	平成 27 年 5 月	自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による シルバー人材センターで あること。高齢者の再雇用 を促進する。予定価格の範 囲内であること。	61,726 円	公益社団法 人武雄市シ ルバー人材 センター	平成 27 年 5 月 11 日	平成 27 年 5 月 20 日～ 平成 27 年 5 月 30 日	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定によるシ ルバー人材センター であり、当該団体が 1 団体であったため。

8	農林課	市民農園の管理業務	平成 27 年 4 月	自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定によるシルバー人材センターであること。高齢者の再雇用を促進する。予定価格の範囲であること。	53,304 円	公益社団法人武雄市シルバー人材センター	平成 27 年 4 月 1 日	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日	該当団体が 1 団体であったため。
9	企業立地課	武雄北方インター工業団地草刈作業	平成 27 年 6 月	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の貴手によるシルバー人材センターであること。高齢者の再雇用を促進すること。	80,805 円	公益社団法人武雄市シルバー人材センター	平成 27 年 6 月 8 日	平成 27 年 6 月 10 日～平成 27 年 6 月 20 日	当該団体が 1 団体であったため。
10	未来課	武雄東児童遊園草刈作業及び屑片付け作業	平成 27 年 6 月	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の貴手によるシルバー人材センターであること。高齢者の再雇用を促進すること。	15,327 円	公益社団法人武雄市シルバー人材センター	平成 27 年 6 月 15 日	平成 27 年 6 月 15 日～平成 27 年 6 月 19 日	当該団体が 1 団体であったため。
11	企業立地課	武雄北方インター工業団地草刈作業	平成 27 年 7 月	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定によるシルバー人材センターであること。高齢者の再雇用を促進すること。	280,575 円	公益社団法人武雄市シルバー人材センター	平成 27 年 7 月 23 日	平成 27 年 7 月 26 日～平成 27 年 7 月 31 日	該当団体が 1 団体であったため。
12	福祉課	武雄東児童遊園草刈作業及び屑片付け作業	平成 27 年 8 月	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定によるシルバー人材センターであること。高齢者の再雇用を促進すること。	15,327 円	公益社団法人武雄市シルバー人材センター	平成 27 年 8 月 5 日	平成 27 年 8 月 10 日～平成 27 年 8 月 14 日	該当団体が 1 団体であったため。

13	福祉課	武雄東児童遊園草刈作業 及び屑片付け作業	平成 27 年 9 月	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定によるシルバー人材センターであること。高齢者の再雇用を促進すること。	15,327 円	公益社団法人武雄市シルバー人材センター	平成 27 年 9 月 28 日	平成 27 年 9 月 28 日～平成 27 年 10 月 2 日	該当団体が 1 団体であったため。
14	財政課	草刈り作業業務委託	平成 27 年 9 月	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定によるシルバー人材センターであること。高齢者の再雇用を促進すること。	26,935 円	公益社団法人武雄市シルバー人材センター	平成 27 年 9 月 25 日	平成 27 年 10 月 1 日～平成 27 年 10 月 31 日	該当団体が 1 団体であったため。
15	環境課	市有地の除草作業 (武雄市リサイクルセンター)	平成 27 年 9 月	自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定によるシルバー人材センターであること。高齢者の再雇用を促進する。予定価格の範囲内であること。	39,280 円	公益社団法人武雄市シルバー人材センター	平成 27 年 9 月 24 日	平成 27 年 10 月 5 日～平成 27 年 10 月 15 日	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定によるシルバー人材センターであり、街頭団体が 1 団体であったため。
16	環境課	市有地の除草作業 (旧甘久焼却場跡地)	平成 27 年 9 月	自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定によるシルバー人材センターであること。高齢者の再雇用を促進する。予定価格の範囲内であること。	67,338 円	公益社団法人武雄市シルバー人材センター	平成 27 年 9 月 24 日	平成 27 年 10 月 5 日～平成 27 年 10 月 15 日	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定によるシルバー人材センターであり、街頭団体が 1 団体であったため。
17	企業立地課	武雄北方インター工業団地草刈作業	平成 27 年 10 月	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定によるシルバー人材センターであること。高齢者の再雇用を促進する。	296,578 円	公益社団法人武雄市シルバー人材センター	平成 27 年 10 月 16 日	平成 27 年 10 月 20 日～平成 27 年 10 月 27 日	該当団体が 1 団体であったため。

18	学校教育課	北方小学校草刈り等業務	平成27年5月	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に該当する団体であって、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	112,786円	公益社団法人 武雄市シルバー人材センター	平成27年5月1日	平成27年5月1日から平成27年5月16日まで	委託内容に見合った活動を積極的に行っている団体であり、経験豊富な高齢者の積極的な活用により本業務の確実な履行と就業機会の確保のためにも随意契約を行うものである。
19	学校教育課	武雄小学校草刈り等業務	平成27年5月	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に該当する団体であって、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	53,870円	公益社団法人 武雄市シルバー人材センター	平成27年5月21日	平成27年5月21日から平成27年5月29日まで	委託内容に見合った活動を積極的に行っている団体であり、経験豊富な高齢者の積極的な活用により本業務の確実な履行と就業機会の確保のためにも随意契約を行うものである。
20	学校教育課	山内西小学校草刈り等業務	平成27年6月	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に該当する団体であって、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	23,555円	公益社団法人 武雄市シルバー人材センター	平成27年6月6日	平成27年6月6日から平成27年7月26日まで	委託内容に見合った活動を積極的に行っている団体であり、経験豊富な高齢者の積極的な活用により本業務の確実な履行と就業機会の確保のためにも随意契約を行うものである。

21	学校教育課	北方中学校草刈り等業務	平成 27 年 6 月	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に該当する団体であって、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	134,933 円	公益社団法人 武雄市シルバー人材センター	平成 27 年 6 月 20 日	平成 27 年 6 月 20 日から平成 27 年 6 月 30 日まで	委託内容に見合った活動を積極的に行っている団体であり、経験豊富な高齢者の積極的な活用により本業務の確実な履行と就業機会の確保のためにも随意契約を行うものである。
22	学校教育課	御船が丘小学校草刈り等業務	平成 27 年 10 月	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に該当する団体であって、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	144,539 円	公益社団法人 武雄市シルバー人材センター	平成 27 年 10 月 8 日	平成 27 年 10 月 8 日から平成 27 年 11 月 30 日まで	委託内容に見合った活動を積極的に行っている団体であり、経験豊富な高齢者の積極的な活用により本業務の確実な履行と就業機会の確保のためにも随意契約を行うものである。
23	学校教育課	武雄小学校草刈り等業務	平成 27 年 10 月	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に該当する団体であって、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	25,534 円	公益社団法人 武雄市シルバー人材センター	平成 27 年 10 月 8 日	平成 27 年 10 月 9 日から平成 27 年 10 月 31 日まで	委託内容に見合った活動を積極的に行っている団体であり、経験豊富な高齢者の積極的な活用により本業務の確実な履行と就業機会の確保のためにも随意契約を行うものである。

24	学校教育課	橘小学校草刈り等業務	平成 27 年 10 月	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に該当する団体であって、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	148,969 円	公益社団法人 武雄市シルバー人材センター	平成 27 年 10 月 14 日	平成 27 年 10 月 14 日から平成 27 年 11 月 30 日まで	委託内容に見合った活動を積極的に行っている団体であり、経験豊富な高齢者の積極的な活用により本業務の確実な履行と就業機会の確保のためにも随意契約を行うものである。
25	学校教育課	山内西小学校草刈り等業務	平成 27 年 11 月	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に該当する団体であって、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	24,067 円	公益社団法人 武雄市シルバー人材センター	平成 27 年 11 月 7 日	平成 27 年 11 月 7 日から平成 27 年 11 月 19 日まで	委託内容に見合った活動を積極的に行っている団体であり、経験豊富な高齢者の積極的な活用により本業務の確実な履行と就業機会の確保のためにも随意契約を行うものである。
26	都市計画課	武雄市内都市公園 7 公園（一の坪公園、黒尾町公園、五反田公園、杉橋公園、梶原公園、天神崎公園、武雄東児童遊園）草刈作業及び屑片付け作業	平成 28 年 3 月中旬	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定によるシルバー人材センターであること。高齢者の再雇用を促進する。予定価格の範囲内であること。	157,730 円	公益財団法人 武雄市シルバー人材センター	平成 28 年 3 月 10 日	平成 28 年 3 月 18 日から平成 28 年 3 月 31 日まで	委託内容に見合った活動を積極的に行っている団体であり、経験豊富な高齢者の積極的な活用により本業務の確実な履行と就業機会の確保のためにも随意契約を行うものである。

27	山内支所くらし課	武雄市老人福祉センター トイレ清掃業務	平成28年4月 1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。高齢者の再雇用を促進する。					
28	山内支所くらし課	山内保健センター植栽管理委託業務	平成28年4月 1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。高齢者の再雇用を促進する。					